

記 者 提 供 資 料
2026年(令和8年)6月8日
高齢者総合支援室(浮田:918-5091/内線2213) 福祉施設支援課(柳生:918-5279/内線4453)

介護サービス事業者の行政処分について

明石市は、介護保険法の規定に基づき、以下のとおり介護サービス事業者への行政処分を行いましたので、お知らせします。

1 対象事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人友愛の里
- (2) 代表者名 理事長 有住 静子
- (3) 所在地 明石市大久保町大窪2603-208

2 対象事業所等

- ア 施設名 特別養護老人ホーム友愛園
所在地 明石市大久保町大窪2603-550
サービス種別 介護老人福祉施設
- イ 事業所名 友愛園指定短期入生活介護事業所
所在地 明石市大久保町大窪2603-550
サービス種別 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護
- ウ 施設名 特別養護老人ホーム彩葉
所在地 明石市大久保町大窪2603-205
サービス種別 介護老人福祉施設
- エ 事業所名 彩葉短期入所生活介護事業所
所在地 明石市大久保町大窪2603-205
サービス種別 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護

3 処分内容

- 上記2ア及びイ 指定の一部効力停止（新規利用者の受入停止及び介護報酬請求上限7割）
- 上記2ウ及びエ 指定の一部効力停止（新規利用者の受入停止）

4 一部効力停止の期間

- 上記2のア及びイ 令和8年7月1日から令和9年6月30日
- 上記2のウ及びエ 令和8年7月1日から令和8年12月31日

5 処分事由

- (1) 不正請求（法第77条第1項第6号、法第92条第1項第6号、法第115条の9第1項第6号）
理事長及び法人役員の指示により、職員の勤怠に関する虚偽の記録等を作成し、人員基準を満たしていないことを認識しながら、人員基準欠如による減算を行わず介護給付費を不正に請求した。また、算定要件を満たさない加算を不正に請求した。【上記2のア及びイ】
- (2) 虚偽報告（法第77条第1項第7号、法第92条第1項第7号、法第115条の9第1項第7号）
監査において、虚偽の書類の提出があった。また監査において、書類の提出を命じられたがそれに従わなかった。【上記2の全ての対象事業所等】
- (3) 虚偽答弁（法第77条第1項第8号、法第92条第1項第8号、法第115条の9第1項第8号）
監査において、虚偽の答弁があった。【上記2の全ての対象事業所等】

6 介護給付費の返還について

不正請求により得た介護給付費について、令和6年3月から令和8年1月サービス提供分は、上記2のア 38,408,358円、イ 10,676,270円であり、令和8年5月15日に同年6月15日を期限として返還するよう法人に通知しております。また令和8年2月サービス提供分（ア 2,782,264円、イ 830,347円）及び同年3月サービス提供分（精査中）については、金額が確定しましたら別途返還を求めます。

なお、いずれも介護保険法で返還額に40%を乗じて得た額の徴収が認められているため、別途徴収します。

7 その他

監査において上記処分事由以外に、下記の監査対象事業所等で人員基準違反や運営基準違反、設備基準違反が認められましたので、違反のあった事業所等には、別途改善勧告等の指導を行っております。

また、労働関係法に関する違反が疑われる事項（時間外勤務手当の不支給、休暇取得に関する不当な取扱い、退職に関する不当な取扱い、理事長及び法人役員によるパワーハラスメント等）について多数の証言が寄せられたため、加古川労働基準監督署に情報提供を行っております。

監査を実施した事業所等

- (1) 特別養護老人ホーム友愛園及び友愛園指定短期入所生活介護事業所
- (2) 特別養護老人ホーム彩葉及び彩葉短期入所生活介護事業所
- (3) 養護老人ホーム彩葉権（旧 養護老人ホーム高岡園）
- (4) 社会福祉法人友愛の里指定通所介護事業所友愛園デイサービスセンター
- (5) 友愛園ホームヘルプステーション

担当

- 行政処分に関すること
福祉局高齢者総合支援室給付係
(078)918-5091
- 監査に関すること
福祉局福祉政策室福祉施設支援課
(078)918-5279